「遊々の森」における協定の締結について

令和８年４月１３日
福井森林管理署長

下記のとおり、福井森林管理署管内の遊々の森において、活動希望者との協定を締結したので公表します。

記

１　「遊々の森」制度の概要

（１）趣旨

国有林野においては、広く国民に開かれた管理経営の推進に資するとともに、森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したい、直接森林とふれあいたいなど国民の皆様の様々なご要望に応えて参りました。さらに近年、企業の社会的責任(CSR)活動等新たな協定締結による国民参加の森林づくりが増加し、また、広範な区域について長期間の協定締結が希望されるなど国民のニーズも多様化・高度化しています。

そこで、それらのニーズに対応しつつ、広く国民に開かれた国有林野の整備を進めるために、手続きの透明性をより高めつつ、多様な森林整備や保全活動の要請に対応できるよう、協定締結による「国民参加の森林づくり」を推進しています。

（２）遊々の森における自主的な体験活動

森林環境教育の推進を目的とした、森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動を行っていただくことができます。

２　協定相手方

団体名　　あわら市教育委員会
代表者　　教育長　甲斐　和浩
所在地　　あわら市市姫３丁目１番１号

３　協定をした森林の概要

（１）所在地　　あわら市北潟　北潟国有林全域（別添位置図参照）
（２）面積　　３９．２６ｈａ
（３）法令制限　　潮害防備保安林、越前加賀海岸国定公園第１種特別地域の法令制限がかかっています。
（４）その他　　特になし

４　協定項目

（１）協定期間　　自　令和８年４月１日　至　令和１３年３月３１日
（２）当初協定締結日　平成２３年３月１４日
（３）活動内容　　森林環境教育の場として、自然体験、自然観察、植樹などの活動を通じて森林・林業について学ぶ
（４）別紙 協定書のとおりです。

５　更新事由

あわら市教育委員会は、北潟の森協議会と共同で森林教室、自然観察会、植樹会等の森林環境教育に取り組まれており、更新後の活動についても趣旨に沿う活動が期待される。

６　公表期間

令和８年４月１３日～令和８年５月１２日

７　お問合せ先・ご意見の提出先

ご意見等がある場合は、公表期間内に以下までお問合せくただくか、書面によりご意見を提出して下さい。

福井森林管理署　　担当：地域林政調整官
所在地　福井県福井市春山１丁目１番５４号
電　話　０５０－３１６０－６１０５

（写）

遊々の森における体験活動に関する協定書

福井森林管理署長（以下「甲」という。）とあわら市教育委員会教育長（以下「乙」という。）は、遊々の森における体験活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における体験活動等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第２（遊々の森の名称、位置及び面積）

甲は、福井森林管理署北潟国有林全域の３９．２６ｈａを遊々の森として乙に活動させるものとする。

なお、遊々の森の名称は、「海と風車の見える学びの森」とする。

第３（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式１により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から１４日以内に甲に提出するものとする。

第４（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式２により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第５（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式３により年度末までに甲に報告するものとする。

第６（活動の実施）

１　乙は、別紙様式１及び２の計画に沿って活動を実施するものとする。

２　甲、乙及び活動実施者（あわら市立小中学校）は、「ふれあいの森」協定者と適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。

３　乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第７（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（ＦＡＸによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第８（安全確保等の措置）

１　乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。

２　乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第９（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

１　乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

２　乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

１　乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

２　乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

３　乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16（遊々の森の適切な管理）

甲は、遊々の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切

な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に通知するものとする。

1　活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

2　協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合

3　遊々の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

4　国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

5　協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第５の２の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

6　協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第18（協定の有効期間）

1　この協定は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで効力を有するものとする。

2　この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和８年４月６日

（甲）　福井県福井市春山１丁目１番５４号

福井森林管理署長　　長岡　浩明　印

（乙）　福井県あわら市市姫３丁目１番１号

あわら市教育委員会

教育長　　甲斐　和浩　印

（別紙様式１）「遊々の森」における全体活動計画書

令和　　年　　月　　日

福井森林管理署長　殿

協定者　福井県あわら市市姫３丁目１番１号
あわら市教育長委員会
教育長　甲斐　和浩

「遊々の森」における全体活動計画書

１　「遊々の森」の名称・位置・面積

名　　称	位　　置	面　　積
海と風車の見える学びの森	北潟国有林全域	３９．２６ｈａ

２　全体活動計画

（１）活動の目標

（２）活動の内容及びスケジュール

活動の内容	１年次 令和8年度	２年次 令和9年度	３年次 令和10年度	４年次 令和11年度	５年次 令和12年度	合　計
合　　計						

（注）・活動内容については、頻度（回数）等について記述する。
・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

３　その他

北潟国有林で森林整備活動を行う「ふれあいの森」協定者と連携して活動を行う。

※　各種法令の指定状況

潮害防備保安林、越前加賀海岸国定公園第１種特別地域

（別紙様式２）「遊々の森」における年間活動計画書

令和　　年　　月　　日

福井森林管理署長　殿

協定者　福井県あわら市市姫３丁目１番１号
あわら市教育長委員会
教育長　甲斐　和浩

令和　　年度「遊々の森」における年間活動計画書

１　「遊々の森」の名称・位置・面積

名　　称	位　　置	面　　積
海と風車の見える学びの森	北潟国有林全域	３９．２６ｈａ

２　令和　　年度活動計画

活　動　内　容	活　動　時　期				
	月	月	月	月	月
合　　計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

３　その他

※　各種法令の指定状況

潮害防備保安林、越前加賀海岸国定公園第１種特別地域

（注）本欄については、森林管理署で記入。

（別紙様式３）「遊々の森」における年間活動実績報告書

令和　　年　　月　　日

福井森林管理署長　殿

協定者　福井県あわら市市姫３丁目１番１号
あわら市教育長委員会
教育長　甲斐　和浩

令和　　年度「遊々の森」における活動実績報告書

１　「遊々の森」の名称・位置・面積

名　　称	位　　置	面　　積
海と風車の見える学びの森	北潟国有林全域	３９．２６ｈａ

２　令和　　年度活動実績

実　施　日	活動実施者	参加者数 （参加者内訳）	活動内容（数量等）

※　参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。
内訳は、幼稚園児、小学生、中学生、教諭、大人等により区分して下さい。
本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

３　その他

「遊々の森」協定区域位置図

場所：北潟国有林全域　面積39.26ha

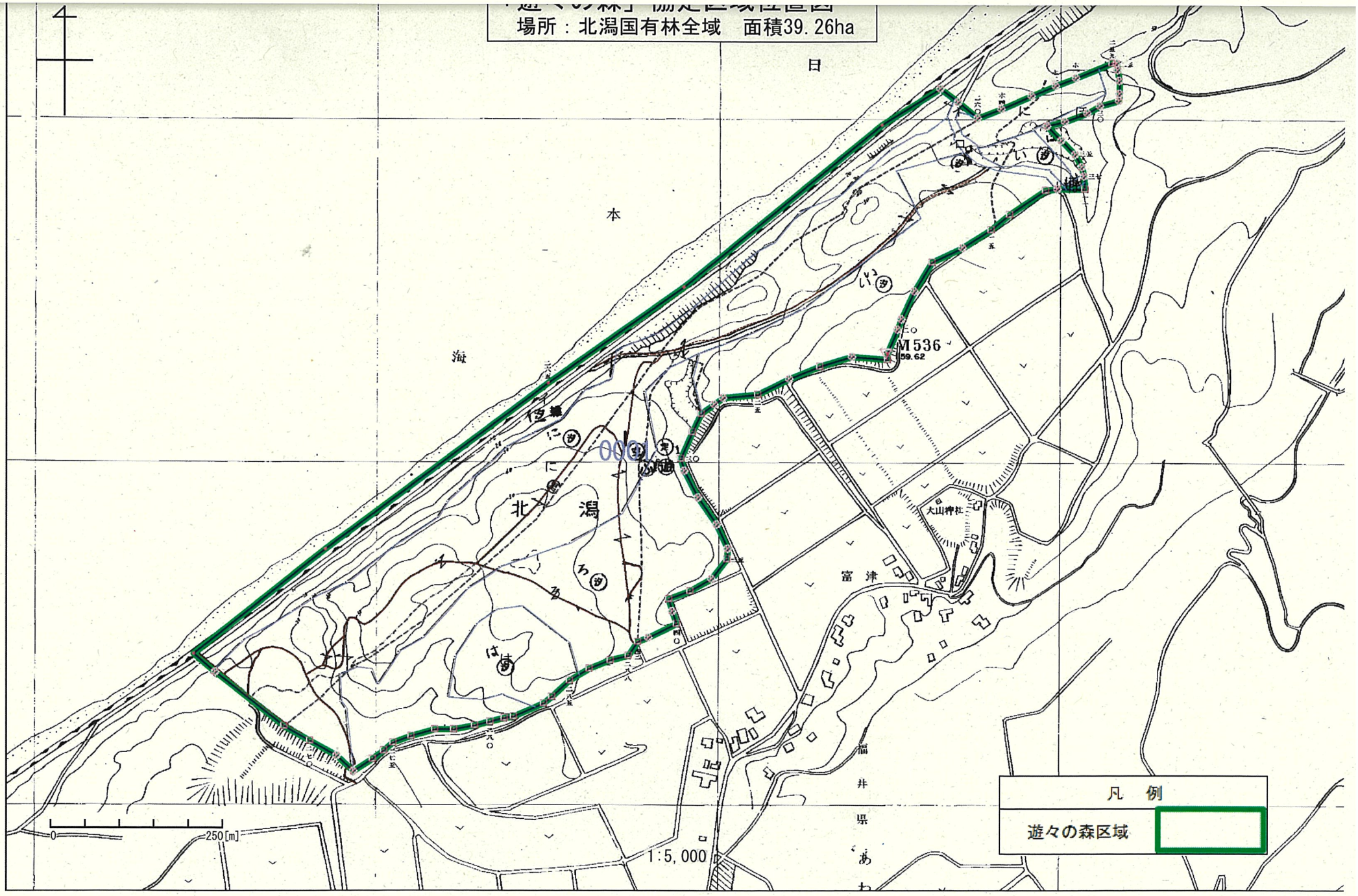

森理印
井館長
福林署

市会印
あわら員長
教育長
教育